

前回（ 9月9日 ） の 議 論

○「財務書類作成要領（案）」に係る意見等

- ・ 5段落のいわゆる地方公会計整備の意義について、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」においては説明責任の履行と財政効率化・適正化といった、ガバナンスの目線とマネジメントの目線という2つの目的を大きな柱にしていることから、より分かりやすい情報も提供できるという住民と議会への説明責任といった部分をさらに記載してもよいのではないかと。
- 4段落の②において決算情報の作成・開示のみならずと記載しており、説明責任は当然果たしたうえで、プラスアルファとしてマネジメントにも活用していくという認識で書いているところだが、説明責任についてもさらに記載することとしたい。
- ・ 開始貸借対照表について、46段落のなお書きにおいて基準変更による影響額等の注記が望まれる場合と、47段落において開始貸借対照表は要らないが影響額を必ず注記する場合とが記載されているが、棲み分けはどうなっているのか。
- 46段落では全団体が開始貸借対照表を作るのが原則としつつ、47段落では例外として、基準モデルや東京都方式といった方式であれば作らないという判断もあり得るとしている。一方、総務省方式改訂モデルであれば作ることになるのではないかと。
- ・ 開始貸借対照表を作成しない場合の注記について、268段落では基準変更による影響額を記載するというようになっており、⑨が貸借対照表の影響の注記であり、⑰が資金収支計算書への影響の注記としているが、行政コスト計算書にも影響が出るのではないかと。

→ 改めて確認したい。

- 開始貸借対照表の作成について、作成する場合には基準変更による影響額等を注記するという事で、具体的にどう注記するかは、Q&Aか何かで示されることになると思われるが、かなりの複合要因で影響が出てくると思われるので、結果として、開始貸借対照表を作る方が楽かもしれない。
- 貸借対照表の様式のうち、有形固定資産の償却資産の記載について、例えば建物であれば、建物と建物減価償却累計額という2本書きになっており、一番重要な情報である建物から建物減価償却累計額を差し引いた純額が表示されていないため、記載欄を設けてもよいのではないか。
- 様式例については、いくつかのパターンがあり、詳細に書くと多欄式のような形で記載できるが、一括性や簡便性、見やすさといったこともあり、現在はこのようになっている。
- 貸借対照表の取得原価と減価償却累計額の差額について、縦に2本線があり、その取得原価と減価償却累計額を記載し、その差引から右に簿価を書くことで、別表4-5の有形・無形固定資産明細書の値と整合するというイメージが分かりやすいのかもしれないが、当明細書を見れば分かることもあり、いずれでもよいのではないか。

→ 附属明細書の貸借対照表の内容に関する明細において、有形固定資産の内訳としてそれぞれの差引額を記載する形となっている。

- 注記や附属明細書について、自治体からどのように記載すればよいのかと質問を受けることがよくあるので、もう少し先でもよいが、注記の記載例や附属明細書の作成方法を示してもよいのではないか。

- ・ 83 段落において資産と負債の流動・固定は1年基準としているが、例えば棚卸資産など1年基準を適用しにくいものもあることから、いわゆる民間企業でいう正常営業循環基準が適用されるものについては、Q&Aか何かにおいてフォローが必要ではないか。
- ・ 106 段落前後において有価証券についての記載があるが、国債のような満期保有目的の有価証券を持っている場合にも1年基準とするかは現在記載されていない。この場合には投資その他の資産に含めたままにするのか、あるいは流動資産に振り替えるのであれば、流動資産の科目を設定するのかということも整理した方がよいのではないか。
- ・ 143 段落において余剰分、不足分について記載しており、プラスの場合は原則として金銭だというのはまだ理解しやすいが、不足分に転じるケースが自治体の場合には多いかもしれないという観点では、マイナスの場合にはどう記載するのかといった説明も必要なのではないか。
- ・ 移行初年度の経過措置について、今回の公営企業の会計基準の変更のときにもあった議論だが、例えばリースについて、いつからのリースをこの基準に盛り込むのか、開始貸借対照表の作成時までのものは無視して、それ以降のものだけにするのかといった実務的な取扱いについても記載した方がよいのではないか。
- ・ 退職手当引当金について一括計上するのが原則かもしれないが、開始時点での金額とするのか、開始後の年度末の金額とするのかによって、行政コスト計算書の金額も変わってきたり、これまで作っていた団体とそうでない団体とに違いが出てきたりもするので、実務的な面から手引きの充実かQ&Aにおいて記載した方がよいのではないか。マニュアルとしてはこのままで構わないが、今後質問等が多数寄せられる箇所であると考えられるため、これらを踏まえて、今後の最終とりまとめまでに整理をした方がよい

のではないか。

- 砥部町では下水道事業の財務部門だけ法適にしているが、退職手当の引当金と積立金の差額だけを一般会計に計上するという取扱いにしており、そのような取扱いをしている団体とそうでない団体とが分かるようにしてもよいのではないか。
- 総務省方式改訂モデルからの移行時について、砥部町では財務会計システムの見直し時期に入っているが、こういった仕訳になるのか分かりにくいところがある。Q&Aにおいて整理される項目なのかもしれないが、例えば需要費の中で資産形成となるようなものがないのか、法定外公共物への支出といった設定をどうするかといった例示があると助かる。
- 仕訳変換表について、基準モデルから変更になっていることもあり、新旧対照表のようなものを作成すると分かりやすいのではないか。
- 仕訳変換表は例示ということなので、習志野市では基準モデル時でも一部例示とは異なる仕訳をしてきたが、統一的な基準でもそのような仕訳をしてもよいのか。また、仕訳変換表における予算科目の統一的な基準の仕訳について、現行の自治体の予算科目の現状にそぐわないものがないかを各自治体に照会してもよいのではないか。
→ 58段落において記載しているが、予算科目については各自治体で多少の違いもあるため、各自治体においてそれぞれ変換表を作っていただく必要がある。
- これまでの議論だと、細かく仕訳変換の例を示した方がよいということだったが、執行データの持ち方もそれぞれ癖があり、そこを特定して一覧表にするというのは難しいと考えられるので、例としてはこれくらいの細かさでよいのではないか。

- ・総務省方式改訂モデルを採用している自治体からすると、仕訳の仕方について分からない部分が多くあり、ベンダーに任せきりになってしまうので、何か参考になるようなものがあると助かる。
 - ・114段落において現金預金についての定義が記載されており、現金同等物として3か月以内の短期投資等から構成されるとなっているが、その後段に、各自治体が資金管理方針等で歳計現金等の保管方法として定めた預金と記載している。各自治体が資金管理方針等で歳計現金保管方法として、例えば3か月を超える期間の定期預金を選択した場合、現金預金等に含まれることになるのか。
 - ・基準モデルでは議員歳費という科目があったが、統一的な基準では職員給与費のみで議員歳費という科目がなく、議員に係る報酬や議員の賞与等についての取扱いはどうなるのか。
 - ・公園については、インフラ資産として整理するということでよいか。
- 「財務書類作成要領（案）」を座長一任とすることについて確認

○「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（案）」のうち開始時の資産評価における特定の時期（64段落等）に係る意見等

- ・特定の時期については、地方債の償還期限が最長30年であるなかで、関連資料の保存状況から昭和59年度とされているが、前回配布された調査結果資料でも取得価額が分かる自治体が3分の1あったため、分かるのであれば取得原価を許容してもよいのではないか。決算統計における道路・橋梁・街路の用地取得費を調べたところ、昭和44年度から昭和59年度で13兆円（昭和44年度から昭和47年度の数值は昭和48年度の数值を仮置き）であり、例えば、ある政令市では560億円となっており、当該

数値が1円となるのは、影響が大きいのではないか。また、世代間負担の公平性を見る指標である純資産比率にも影響してくるのではないか。なお、比較可能性の観点から、特定の時期が設定されている趣旨は理解しているが、固定資産台帳の既整備団体の取扱いと同様に、注記することで比較可能性の確保は可能ではないか。また、道路以外の用地や償却資産についても、取得価額が分かっているならば、再調達価額を調べる必要がないため、事務負担の観点からも取得価額を許容した方がよいのではないか。

- ・ 従来、特に基準モデルでは、取得原価の判明・不明にかかわらず、再調達原価としているなかで、直近の取得資産で取得原価が判明しているものは取得原価でよいという整理になっているものと理解しており、取得原価を採用する期間を短くすべきと理論的には考えているが、開始時の資産評価としては、案のとおりでよいのではないか。
- ・ 特定の時期は割切りのルールであり、局地的におかしいと言いついたらどのルールでもおかしいところはある。取得原価で置き直すべきという意見は資産評価の議論の振出しに戻る話になるのではないか。
- ・ 整備中を含む固定資産台帳の既整備団体については、その評価額を許容されている。平成29年度までに公表するとされているなかで、ある程度の割切りもできるような現行案の書きぶりでのよいのではないか。
- ・ 先ほどの560億円という数値例について、金額の規模感からすると大きく見えるが、資産が5兆円程度あたりするなかでの数値であり、仮に純資産比率を計算しても、それほど影響はないのではないか。取得原価が判明しているものは取得原価、不明のものは再調達原価としているなかで、取得原価と再調達原価の差の方が影響は大きいのではないか。

- ・ 109段落の固定資産台帳の既整備団体の取扱いについて、取得原価が不明な資産という条件は不要ではないか。
- ・ 開始時の道路等の敷地の評価について、昭和59年度以前の金額は、決算統計で把握が可能と考えている。砥部町では、控除すべき支弁人件費も決算書から容易に把握できる。また、都道府県からの移管分も、都道府県の担当に確認すればよい。決算統計を用いることで、個々に根拠資料を当てるより、取得原価に近い金額の把握が手間をかけずに可能である。
- ・ 習志野市では、道路敷地については一筆ごとに管理しており、固定資産税評価額で評価しているが、決算統計の数値を用いると、土地の地番や平米数が不明のまま計上することになるため、寄付や売却も考えられるなかで、その処理が困難になるのではないか。
- ・ 特定の時期以前に取得した道路等の敷地を1円と評価するのは、自治体によってはバランスシートに与える影響が非常に大きいと考えている。例外的に、精度の高い、取得原価で一貫した貸借対照表を作りたい自治体がある場合には、今後固定資産台帳を整備する自治体についても取得原価で評価することを認めるべきではないか。

**○「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（案）」のうち開始時の
資産評価における特定の時期以外に係る意見等**

- ・ 売却可能資産について、活用の観点から、換金可能資産や純負債額がきれいに定義付けされていると、分かりやすく説明できるのではないか。
- ・ 5段落において、固定資産台帳については公表を前提とすると記載されているが、課題みたいなものを記載しないと、マネジメン

ト等に活用できないといったこともあるため、どういった項目を公表するかについては、自治体の判断に委ねてもよいのではないか。

- 20段落において、価値を増加させない、耐久性を増さない修繕等は固定資産の増加として認識しないとあるが、例えば耐震工事については、耐久性が増す場合は固定資産に計上することが考えられる。このような場合の減価償却計算等について、Q&A等で示した方がよいのではないか。
- 21段落の管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の河川等の取扱いについて、例えば国道については国土交通省の担当に取得価額や減価償却累計額を確認して記載することが考えられるが、処理が困難ではないか。
- 23段落の建設仮勘定の取扱いについて、必要に応じて全事業完了後に精算を行うことができるとされているなかで、遡って計算し直すようにも見えるため、その取扱いを示した方がよいのではないか。
- 27段落の重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引の取扱いについて、具体的にどのような場合に該当するのかを示した方がよいのではないか。
- 29段落のリース資産の評価方法について、減価償却は残存価額なしとされているが、所有権移転ファイナンス・リース取引をこのように割り切ってよいのか議論した方がよいのではないか。
- 36段落の開始時の建物本体と附属設備の取扱いについて、「更新が行われたタイミングで分けて記載し、精緻化が望まれる」とあるが、利活用の面からすると、更新時に限定する必要はないのではないか。
- 80段落の立木竹の取扱いについて、色々と条件が示されている

が、現行モデルの「Q&A」（問47-1）と同様に、保険対象という条件だけでよいのではないか。

- ・「別紙5」の備考欄について、開始時に関連するものか、全体に関連するものか分かりづらいため、明示した方がよいのではないか。
- 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（案）」を座長一任とすることについて確認